②　減損の兆候が認められた固定資産

以下の資産について兆候があります。

【減損の兆候が認められた固定資産】

ア　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

| 資産名称 | 用途 | 場所 | 種類 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|---|
| 農業者大学校校舎 | 教授業務用 | 茨城県つくば市 | 建物 | 458,635,478円 |
| | | | 構築物 | 12,285,313円 |

イ　認められた減損の兆候の概要

農業者大学校の教授業務用として使用していた建物等は、平成23年度をもって農業者大学校が廃止になったことに伴い、研修用施設として利用しております。

ウ　当該資産の将来の客観的使用見込み及び使用目的に従った機能を現に有している根拠

平成24年６月より当機構が実施している技術研修及び内部研修に使用しており、今後も研修用施設として使用することとしているため、減損の認識をしておりません。

【使用しないと決定を行った固定資産】

ア　使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

| 資産名称 | 用途 | 場所 | 種類 | 使用しなくなる日 |
|---|---|---|---|---|
| 住宅建 | 研究員宿舎 | 長野県北佐久郡御代田町 | 建物 | 平成24年度(予定) |
| 動物衛生研究所東北支所 | 研究業務用 | 青森県七戸市 | 土地 | 平成24年度(予定) |
| | | | 建物 | |
| | | | 構築物 | |

イ　兆候の概要

住宅建は、第３期中期計画において廃止を決定し、使用しなくなる日以後に処分することとしております。

東北支所は、第３期中期計画で組織を見直す小規模な研究拠点となっており、平成24年度末までに研究機能を本所へ移転・統合し、廃止決定することとしているため、使用しなくなる日以後に処分することとしております。

ウ　減損の認識に至らない根拠

住宅建は、当事業年度期末時点で東日本大震災における避難者の宿舎として使用見込みがあります。

東北支所は、当事業年度期末時点で使用しております。

エ　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

| 資産名称 | 種類 | 帳簿価額 | 回収可能サービス価額（見込額） | 減損額（見込額） |
|---|---|---|---|---|
| 住宅建 | 建物 | 2,767,604円 | 0円 | 2,767,604円 |
| 動物衛生研究所東北支所 | 土地 | 115,000,000円 | 130,446,446円 | 0円 |
| | 建物 | 94,402,531円 | 0円 | 94,402,531円 |
| | 構築物 | 21,013,411円 | 0円 | 21,013,411円 |

⑸　不要財産に係る国庫納付等に係る注記

①　通則法第46条の２第１項による国庫納付（政令第２条の２）

| 種類 | 帳簿価額 | 理由 | 国庫納付額 |
|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 42,523,057円 | 委託先研究機関の不適正な経理処理の判明に伴い委託費の返還請求を行ったもの | 42,523,057円 |
| 現金及び預金 | 1,540,388円 | 委託先研究機関の経理処理の誤謬等の判明に伴い委託費の返還請求を行ったもの | 1,540,388円 |
| 現金及び預金 | 7,260,687円 | 過年度において委託先研究機関の目的外使用の判明に伴い契約を解除し、委託費の返還請求を行ったもの | 7,260,687円 |
| 合計 | 51,324,132円 | | 51,324,132円 |

譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成24年３月19日
減資額　0円

②　通則法第46条の２第１項による国庫納付（政令第２条の３）

| 種類 | 帳簿価額 | 理由 | 国庫納付額 |
|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 67,780,000円 | 中期計画に定めた通則法第30条第２項第４号の２の計画に基づく国庫納付額（旧出資事業に係る株式の処分に伴う回収金の一部の額） | 67,780,000円 |

譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成24年１月23日
減資額　67,780,000円

③　通則法第46条の２第１項による国庫納付（政令第２条の３）

| 種類 | 帳簿価額 | 理由 | 国庫納付額 |
|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 446,000,000円 | 旧農業者大学校校舎跡地の譲渡額により教授業務に必要な施設等を整備したところ残額が生じ、そのうちの簿価相当額について不要となったため（譲渡収入の簿価超過額の残額は第２期中期計画終了時に積立金として処分し国庫納付済み） | 446,000,000円 |

譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成23年10月17日
減資額　446,000,000円

④　通則法第46条の２第２項による国庫納付（政令第２条の４）

| 種類 | 帳簿価額 | 理由 | 譲渡収入 | 国庫納付額 |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | 2,546,700円 | 東北農業研究センター大仙研究拠点における歩道整備に伴う譲渡依頼のため | 14,140,000円 | 14,140,000円 |

譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成24年２月14日
減資額　2,546,700円